１－５　CATV 番組

CATV 番組の定義

○「CATV 番組」とは、CATV での放送のために制作された映像ソフトを指す。具体的には、CATV 局で自主制作された番組、CATV 局向けに番組供給会社によって制作された番組を対象とする。したがって、他メディア用に制作されたソフトである地上波テレビ番組、衛星テレビ番組、映画ソフト等が CATV で放送された場合には、これらのソフトはそれぞれのソフトの一次流通又は二次利用と捉え、「CATV 番組」には含まない。ただし、利用できる統計の制約上、CATV 経由の CS 放送については、CATV 番組の一次利用として含めることを基本とする。

業界の概要

○CATV 番組の市場構造では、地上波テレビ番組の場合とやや異なり、主に CS 経由で番組を供給する番組供給業者の存在が重要な位置を占めている。また、CATV 放送業者が自主制作の番組を供給することも多い。

○流通の仕組みとしては、CATV 局から直接ケーブルにより契約者（視聴者）へ送信されるため、特別な流通業者は存在しない。

CATV業界構造

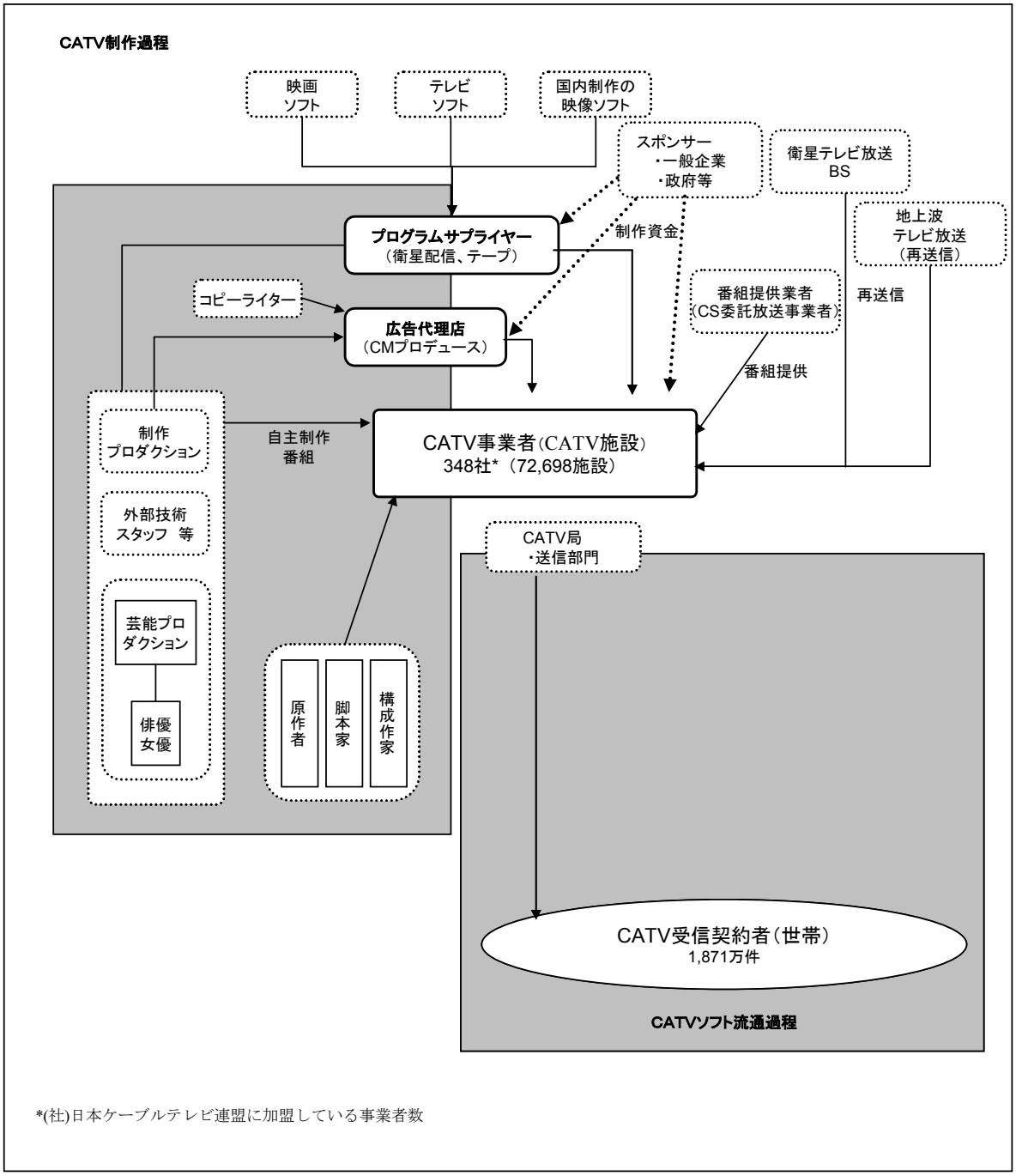

*(社)日本ケーブルテレビ連盟に加盟している事業者数

CATV番組市場の構造と規模（平成12年度）

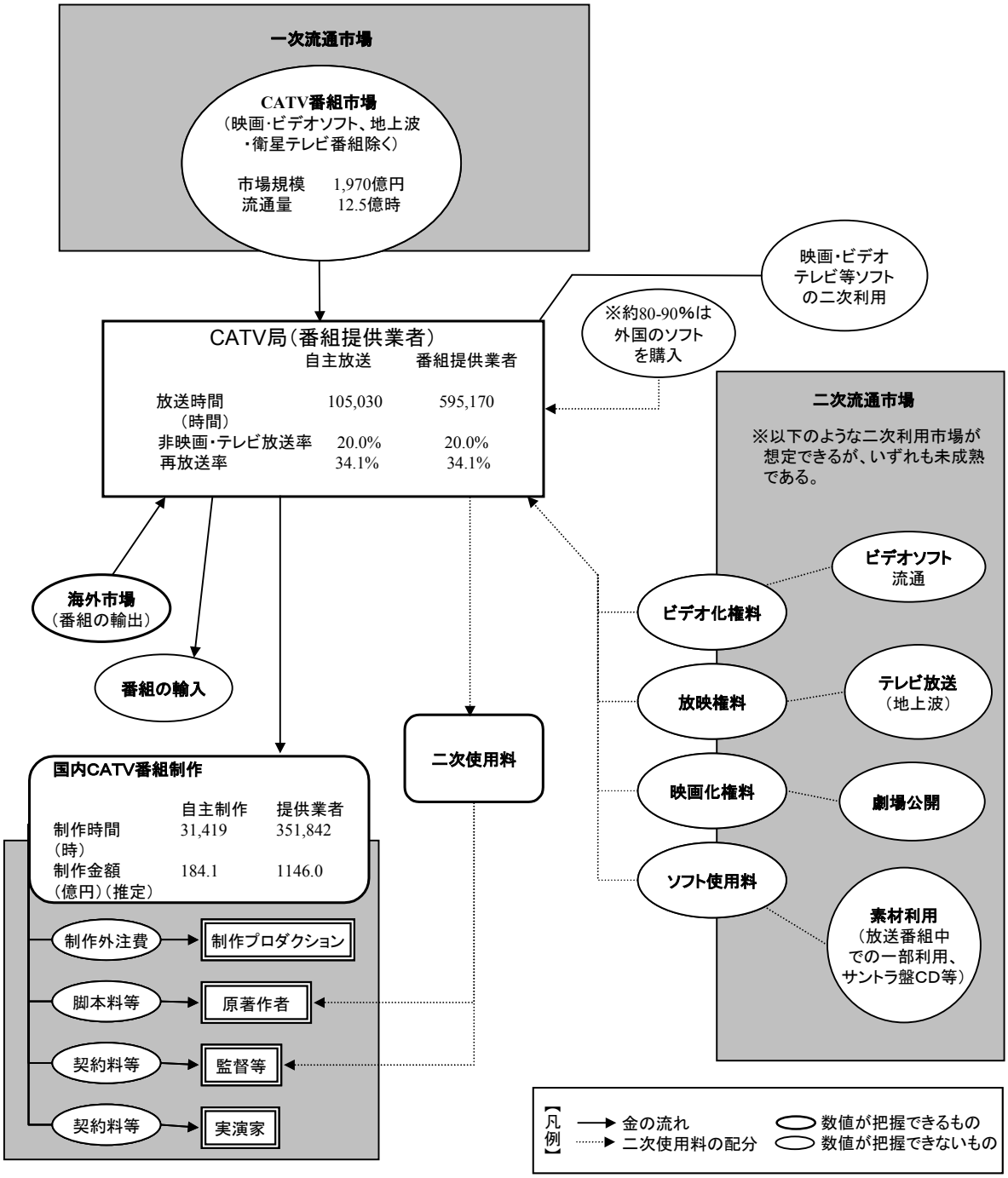

CATV 番組市場規模、流通量数値算出の基準

基本的な考え方

○CATV 番組の市場規模とは、当該ソフトを放送する CATV 局の収入によって把握できる。ただし、営利を目的としない難視聴を解消するための CATV については市場規模から除外している。

○CATV 局による自主制作番組は、複数回のリピート放送を行う。ここではイッツ・コミュニケーションズのインタビューと資料をもとに、リピート率を算出する。また、映画・テレビ放送率もイッツ・コミュニケーションズの番組表よりランダムに抽出した 14 日間の全日放送時間に占める映画・ビデオ及び再放送番組の時間比率から算出する。

CATV番組市場規模、流通量の算出方法

市場別		規模・量の考え方		算出方法・推定方法	典拠
一次流通市場	CATV 番組としての放送（映画・ビデオソフト・地上波テレビ放送を除く）	市場規模	CATV 番組が視聴者（CATV 契約者）に受信されることによって生じる収入	CATV の営業収益×（1－映画放送率(20.0%)）	総務省資料、イッツコミュニケーションズ資料
		流通量	1 年間に CATV 契約者から視聴された延べ時間	CATV の年間視聴時間×年間視聴者数×非映画・テレビ率	同上、NHK 年鑑
二次利用市場	ビデオソフトでの流通	市場規模	ビデオ化された CATV 番組による収入	（当面考えない）	
		流通量	ビデオ化され、販売・レンタルされた CATV 番組の収録時間の合計	同上	
二次利用市場	地上波テレビでの流通	市場規模	地上波テレビで放送された CATV 番組によるテレビ局の収入	同上	
		流通量	地上波テレビで放送された CATV 番組が視聴された延べ時間	同上	
	映画として公開	市場規模	映画として公開された CATV 番組による収入	同上	
		流通量	CATV 番組が映画として視聴された延べ時間	同上	

素材利用市場	他メディアのソフトとしての利用	市場規模	他メディアのソフトの素材としての利用された CATV 番組による収入	同上	
		流通量	利用された CATV 番組が視聴された延べ時間	同上	
ソフト制作	CATV 番組の制作	制作金額	CATV 番組の制作に要した費用	年間平均自主制作番組制作費(58.6 万円)×年間平均制作番組本数(137 本)×自主放送を行う事業者数(348)×非映画・テレビ率＋CS 制作費の時間単価（スペースシャワーTV）×CS 経由の CATV 総時間×非リピート率	三和総研調べ、スペースシャワーTV 発表資料
		制作量	制作された CATV 番組の延べ時間	全放送時間×非リピート率	三和総研調べ
ソフト輸出入	CATV 番組の海外輸出	市場規模	国内で制作された CATV 番組の海外への輸出額	（当面考えない）	
		流通量	国内で制作され、海外で放送された CATV 番組の量	同上	

CATV 番組市場の動向

〇一次流通市場の動向

・2000 年度の CATV 施設数は前年度比 3.0%増であり、CATV 受信契約件数は同 6.0%増となっており、CATV 施設数及び受信契約件数は年々着実に増加している。（図表 1-5-1、図表 1-5-2）

・CATV 番組の品揃えの面では、CATV 番組供給事業者が CS 経由あるいはテープで配信された番組と CATV 局の自主制作番組とにより編成されている。

・都市型ケーブルテレビとは、許可施設のうち引込端子数 1 万以上、地上波テレビの再送信以外のチャンネル 5 つ以上（CS 放送の再送信チャンネル数を含む）及び中継増幅器が双方向対応となっているケーブルテレビ施設と定義されていたが、郵政省（現総務省）『通信白書』では、1996 年度より都市型ケーブルテレビのカテゴリー分けを廃止している。

図表1-5-1　CATV受信契約数の推移

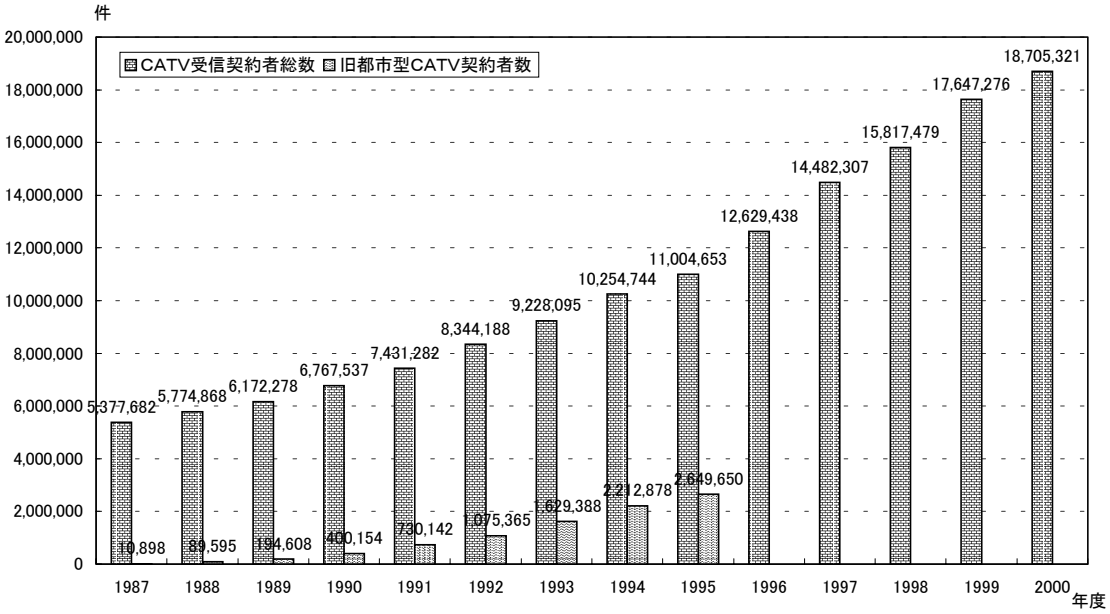

〔出典：郵政省『ケーブルテレビの現況』、総務省『情報通信白書』〕